

個人情報保護法等に基づく公表事項等

個人情報の保護に関する法律等に基づき、公表すべき事項を、以下に掲載させていただきます。

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（保護法第18条第1項関係）

別掲「個人情報の利用目的」および「特定個人情報の利用目的」のとおりです。

なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第27条第1項関係）

(1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称 広島市農業協同組合

(2) すべての保有個人データの利用目的

別掲「保有個人データの利用目的」のとおりです。

(3) 開示等の求めに応じる手続

(i) 開示等の求めのお申出先

当組合の保有個人データに関する開示等のお求めは、最寄りの支店窓口にお尋ねください。

(ii) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

開示等の請求にかかる書面は、支店窓口に備え置いておりますので、お尋ねください。

(iii) 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法

◇本人の確認方法について

なりすましによる情報の漏えいを防止するために、次により開示等請求者の本人確認を行います。なお、電話等による開示等の求めの場合には、来店または郵送による請求に限らせていただきます。

(1) 来店による請求の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳、実印及び印鑑証明書（交付日より6か月以内のもの）、個人番号カード又は在留カードの提示を求めます。

(2) 郵送の場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写しの他に、請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より6か月以内のもの）の同封を求めます。

◇代理人資格の確認方法について

代理人による請求の受付は、来店によるものとし、この場合には本人及び代理人双方につき、前記の本人確認の方法により確認を行います。ただし、代理人が弁護士の場合には、名刺・バッジを確認のうえ、登録番号を控えることで代理人資格の確認をとらせていただきます。

なお、代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行います。

(1) 法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

(2) 任意代理人の場合

本人の印鑑証明書（交付日より6か月以内のもの）付きの請求書及び委任状

(iv) 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

事務手数料として1件あたり3,240円を徴収させていただきます。

徴収の方法については、来店による場合には窓口において現金でお支払いいただきます。郵送による場合には指定口座への振込によりお支払いいただきます。

なお、詳細については、窓口でお尋ねください。

- (4) 保有個人データの取扱いに関し当組合が設置する苦情のお申出先窓口
保有個人データの取扱いに関する苦情は、最寄りの支店窓口にお申出ください。
- (5) 当組合が対象事業者である認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決のお申出先
現在のところ、ございません。

3. 個人情報情報機関及びその加盟会員による個人情報の提供・利用について

- (1) 当組合は、個人情報情報機関及びその加盟会員（当組合を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法（以下、「保護法」という。）第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

① 当組合が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第14の4条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

② 下記の個人情報（その履歴を含む。）について、当組合が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用すること。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当組合が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 当組合は、当組合が加盟する個人情報情報機関において、下記のとおり保護法第 23 条第 5 項第 3 号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法（旧法）が全面施行された平成 17 年 4 月 1 日後の契約については、前記（1）に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

① 共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

② 共同利用者の範囲

全国銀行個人情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人情報情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準ずるもの

エ. 信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

③ 利用目的

全国銀行個人情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当組合ではできません。）

① 当組合が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1

TEL 03-3214-5020（携帯電話の場合）

0120-540-5558（フリーダイヤル）

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関

② 同機関と提携する個人情報情報機関

(株) 日本信用情報機構

<http://www.jicc.jp>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関

(株) シー・アイ・シー

http://www.cic.co.jp

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL 0120-810-414

0570-666-414 (携帯電話の場合)

主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人情報情報機関

4. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項 (保護法第23条第2項関係)

保護法第23条第2項は、第三者に提供される個人データ (機微情報は除きます。) について、ご本人の求めに応じてご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法、④ご本人のお求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤ご本人の求めを受け付ける方法につき、ご本人が容易に知り得る状態においているとき及び個人情報保護委員会に届け出たときは、個人データを第三者に提供することができることを定めています。

この規定に基づき、当組合では、宅地・建物の不動産取引に関する個人データについては、その取引の仲介・斡旋等のために第三者に提供することとしていますので、詳しい内容はお取引の窓口におたずねください。

5. 共同利用に関する事項 (保護法第23条第5項第3号関係)

保護法第23条第5項第3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産その他の基本情報
- ・ 共済契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他の共済契約関連情報
- ・ 決済口座、掛金払込、共済金等支払の取引内容その他の取引関連情報
- ・ その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同利用する者の範囲

- ・ 当組合及び全国共済農業協同組合連合会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ 共済契約引受の判断
- ・ 共済契約の継続・維持管理
- ・ 共済金等の支払
- ・ 約款等に定める契約の履行その他契約者サービス
- ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究
- ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供

- ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者

- ・ 当組合

(2) 広島県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先等
- ・ 借入金残高、貯金残高等、信用事業取引の内容がわかる情報等
- ・ その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同利用する者の範囲

- ・ 当組合
- ・ 広島県信用農業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ JAバンクグループとしての金融機能不正利用防止に向けた取り組み
- ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究等
- ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者

- ・ 当組合

(3) 土地改良区等との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 農地の地番、地目、地質、作目、地権者の権利関係
- ・ 農家世帯主名、住所・電話番号
- ・ 作付計画その他規模拡大等農業経営に関する意向

② 共同利用する者の範囲

- ・ 当組合、市町村、土地改良区、農業委員会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ 地域の農業ビジョンの策定
- ・ 農作業受委託事務
- ・ 農地の集団化、作業計画等の調整
- ・ 権利移動の調整
- ・ 適地・適作の促進等の支援

④ 個人データの管理について責任を有する者

- ・ 当組合

(4) 広島県農業信用基金協会等との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報
- ・ 契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・ 支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状及び履歴に関する情報

(代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利及びこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。)

- 支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績及び下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
- 取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写し又は記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報(センシティブ情報を除く。)

② 共同利用する者の範囲

- 当組合、広島県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金及び社団法人全国農協保証センター

③ 共同利用する者の利用目的

- 借入契約及び債務保証委託契約に関連する全ての与信判断並びに与信後の管理
- 代位弁済後の求償権の管理
- 裁判・調停等により確定した権利の管理
- 完済等により消滅した権利の管理
- 上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

④ 個人データの管理について責任を有する者

- 当組合

(5) 手形交換所等との間の共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人又は引受人であるお客様及び当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)及び当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

ア. 当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)

イ. 当該振出人について屋号があれば、当該屋号

ウ. 住所(法人であれば所在地)(郵便番号を含みます。)

エ. 当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号)

オ. 生年月日

カ. 職業

キ. 資本金(法人の場合に限ります。)

ク. 当該手形・小切手の種類及び額面金額

ケ. 不渡報告(第1回目不渡)又は取引停止報告(取引停止処分)の別

コ. 交換日(呈示日)

サ. 支払金融機関（部・支店名を含みます。）

シ. 振出金融機関（部・支店名を含みます。）

ス. 不渡事由

セ. 取引停止処分を受けた年月日

ソ. 不渡となった手形・小切手の支払金融機関（店舗）が参加している手形交換所及び当該手形交換所が属する銀行協会

（注）上記ア～ウにかかる情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同利用する者の範囲

各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター及び全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

（注）共同利用者の範囲の詳細につきましては、全国銀行協会のホームページ

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clearing/>をご覧ください。

③ 共同利用する者の利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者

不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

（6）広島県農業協同組合中央会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等
- ・ 営農類型や経営規模、経営形態、所得等の業績情報
- ・ 借入金残高、貯金残高等、信用事業取引の内容がわかる情報等
- ・ 共済契約内容、掛金額、満期共済金額等の共済事業取引の内容がわかる情報
- ・ 購買品名、供給金額等の購買事業取引の内容がわかる情報
- ・ 販売品目、販売金額等の販売事業取引の内容がわかる情報

② 共同利用する者の範囲

- ・ 当組合
- ・ 広島県農業協同組合中央会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ 組合員のニーズや取引状況を踏まえた組合の現状分析と課題把握
- ・ 担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案、農家等組合員の所得増大に資するコンサルティング
- ・ 農家等組合員に対する個別支援・事業提案（生産・販売・購買・資金対応、事業リスク対応、会計・税務、労務管理等）
- ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究

④ 個人データの管理について責任を有する者

- ・ 当組合

6. 当組合が作成した匿名加工情報に関する事項（保護法第36条第3項関係）

当組合は現時点ではまだ匿名加工情報を作成したことはありません。

7. 備 考

当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

平成29年 5月30日
広島市農業協同組合